

学 科 教 本 訂 正 表

法改正等に伴い、『学科教本』を下記のとおり訂正いたします。

- ◆ 4 ページ 『 **主な用語の意味** 』を、下記のとおり変更します。
- ◆ 6 ページ

2. 運 転

道路で、車や路面電車をその本来の用い方に従って用いること（自動運行装置を使用する場合を含む。）をいいます。

「20. 自動運行装置」を追加し、以降の番号を繰り下げます。

20. 自動運行装置

プログラムにより自動的に自動車を運行させるために必要な装置で、装置ごとに定められた条件（使用条件）を満たす場合において、運転者の操縦に必要な認知、予測、判断および操作の能力をすべて代替する機能を有し、かつ、その機能の作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を備えるものをいいます。

- ◆ 11 ページ 『② チャイルドシートの使用上の注意』を、下記のとおり変更します。

② チャイルドシートの使用上の注意

チャイルドシートは使用の方法を誤ると、効果がなくなりますので、こどもの**体格に合い**、**座席に確実に固定できるものを選んだ上**で、**取扱説明書などに従って座席に確実に固定**し正しく使用させましょう。

- ◆ 18 ページ 『 **7 走行中の携帯電話などの使用の禁止** 』を、下記のとおり変更します。

自動車や原動機付自転車で走行中にスマートフォンなどの携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりすることにより、周囲の交通の状況などに対する注意が不十分になると大変危険です。

自動運転車において自動運行装置を適切に使っている場合を除き、走行中は携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりしてはいけません。

また、携帯電話などについては、**運転する前に電源を切ったり、ドライブモードに設定したりする**などして呼出音が鳴らないようにしましょう。

やむを得ず使用するときは、安全な場所に停止してから使用しましょう。

Attention 注意

運転中の携帯電話等使用の例外規定

自動運転車の実用化に向けた法改正が令和 2 年 4 月 1 日に施行されました。これにより自動運転車を運転中、自動運行装置の使用条件（「高速道路のみ」など）に従って自動運転を行っている場合に限り、携帯電話等使用が認められることとなりました。

ただし、自動運行装置の使用条件から外れたり、車両が故障した場合には、運転者はただちに運転操作を引き継がなければならないので、作動している装置・システムを常に把握し、過信することなく適切に運転することが必要です。

※ 自動運転車とは、自動運行装置が搭載された自動車をいい、運転自動化レベル 3 以上のものを指します。先進安全自動車やいわゆる「サボカー」は、自動運転車には該当しないので注意しましょう。

- ◆ 32 ページ 『 56 歩行者横断禁止 』に右記を追加します。



- ◆ 78 ページ 『 **2 先進安全自動車（ASV）の運転** 』を、下記のとおり変更します。

先進安全自動車（ASV）は、先進技術を利用して運転者の安全運転を支援するシステムが搭載された自動車ですが、このシステムは、例えば、一定以上の速度で走行している場合には、適切に作動しない場合があるなどの限界があります。自動運行装置とは異なり、運転者が絶えず周囲の状況を確認しながら必要な運転操作を行うことを前提とした運転支援技術ですので、その限界や注意点を正しく理解し、その技術を過信せずに運転しなければなりません。

● 先進安全自動車（ASV : Advanced Safety Vehicle）

つぎのような技術を搭載した車両がすでに実用化されています。

衝突被害軽減ブレーキ	レーダーで前車や前方の障害物との距離を感知し、接近する速度や距離から衝突のおそれがある場合に、運転者に危険を知らせたり、自動的にブレーキをかけたりする装置です。
ペダル踏み間違い急発進等抑制装置	発進時や低速走行時において、進行方向に壁などの障害物があるにもかかわらず、誤ってアクセルペダルを踏み込んだりブレーキ操作が遅れた場合に、音と表示で警告し、さらに自動的にエンジン出力やブレーキを制御することで衝突防止を支援する装置です。
車線維持支援装置（レーンキープアシスト）	車載カメラで前方の車線を認識し、高速道路の直線路で車線を維持しやすいように、ハンドル操作を補助したり、車線をはみ出しそうになると運転者に注意を与えたりする装置です。
定速走行・車間距離制御装置（ACC : Adaptive Cruise Control）	設定した速度を維持して走行し、前車がその速度より遅い場合は、前車の速度に合わせて適切な車間距離を維持して走行する装置です。
横滑り防止装置（ESC : Electronic Stability Control）	急なハンドル操作やすべりやすい路面の走行などで、センサーが車両の横すべりを感知すると、自動的に各車輪に適切なブレーキをかけて、車両の進行方向を修正する装置です。

いずれも運転者の負担を軽減したり、ミスをカバーしたりするためのものです。

これらの装置があっても、**運転者自身が周囲に注意を払い、危険のないように運転しなければならない**ことに変わりはありません。

Reference 参考

自動運転車

自動運転車は、自動運行装置（使用条件内では運転者の操縦に必要な認知、予測、判断及び操作の能力を全て代替する機能を有する装置をいいます。）が搭載された自動車をいいます。

自動運行装置には、装置を適切に使用することができる使用条件が装置ごとに設定されています。例えば、「高速道路に限る」などの道路に関する条件や、「晴れのみ」など天候に関する条件などがあり、使用条件に従わずに自動運転を行うのは危険なので禁止されています。また、運転者は自動運行装置の使用条件から外れたり車両が故障した場合には、ただちに通常の運転に戻らなければならないので、飲酒や居眠りは認められていないことに注意しましょう。万が一、自動運転中に事故・違反があった場合、必ずしも運転者が免責されるとはかぎりません。

自動運転車を運転する場合は、つぎのことに注意しましょう。

(1) 運転に当たっての心構え

自動運行装置を使って運転する場合であっても、運転者として責任を持って安全運転をしなければなりません。自動運行装置を使って運転する際には、その自動運行装置の使用条件の内容、性能及び使用方法を正しく理解し、過信せずに適切に使って運転しましょう。

(2) 使用条件外での自動運行装置を使った運転の禁止

使用条件外では、自動運行装置を使って運転してはいけません。

(3) 自動運行装置を使って運転する場合の遵守事項

自動運行装置を使って自動車を運転しているときは、自動運行装置から発せられる運転操作の引継ぎ要請や自動運転車の異常を直ちに認知し、かつ、運転操作を引き継ぐことができる状態でいなければなりません。

(4) 運転操作の引継ぎ

自動運行装置から発せられる運転操作の引継ぎ要請や自動運転車の異常を認知したときは、直ちに周囲の状況を確認して必要な運転操作を始めなければなりません。

(5) 安全運転を支援するシステムを使った運転

自動運転車は、自動運行装置のほかに運転者の安全運転を支援するシステムを搭載している場合があり、それぞれ性能、使用方法などが異なります。

自動運転車を運転する場合には、作動している装置・システムを常に把握し、過信することなく、適切に運転しましょう。

● 運転自動化技術レベル（自動運転の定義）

分類	運転自動化レベル	概要	運転操作の主体
先進安全自動車	レベル 0	運転者がすべての運転操作を実行。（自動運転なし）	運転者
	レベル 1	システムがアクセル・ブレーキ操作またはハンドル操作のいずれかを条件下で部分的に実行。（運転支援）	
	レベル 2	システムがアクセル・ブレーキ操作またはハンドル操作の両方を条件下で部分的に実行。（部分運転自動化）	
自動運転車	レベル 3	システムがすべての運転操作を一定の条件下で実行。作動継続が困難な場合は、システムの介入要求等に運転者が適切に対応。（条件付運転自動化）	運転困難な場合継続はシステム
	レベル 4	システムがすべての運転操作及び作動継続が困難な場合への対応を一定の条件下で実行。（高度運転自動化）	システム
	レベル 5	システムがすべての運転操作及び作動継続が困難な場合への対応を条件なしで実行。（完全運転自動化）	

※太枠□は、2020 年 4 月 1 日現在市販されている車両の範囲です。